

令和6年度 第1回 三木市中小企業振興審議会 次第

と き 令和6年12月23日（月）

午後6時から

ところ 三木市立教育センター 4階 中研修室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 第3次三木市中小企業振興のためのアクションプランの進捗について
- (2) 現在の経済状況について（自社の状況や取り組むべき施策について）
- (3) その他
 - ・ 中小企業振興審議会委員の交替について

4 閉 会

令和6年度 第1回 三木市中小企業振興審議会 配布資料一覧

番号	資料番号	資料名
1	資料1	第3次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 施策実施状況
2	資料2	現在の経済状況について
3	資料3	三木市中小企業振興審議会 委員（案）
4	資料4	令和6年度以降のアクションプランと中小企業振興審議会のスケジュール（案）
5	資料5	三木市中小企業振興条例
6	資料6	三木市中小企業振興審議会規則
7	資料7	三木市中小企業振興審議会 委員名簿

(1) 基本方針① 人手不足、事業承継への対応

ア 賃上げや職場環境の改善による企業の魅力向上

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
職場環境の改善支援	空調設備やトイレ改修等の職場環境のハード面の改善を支援し、中小企業の魅力向上を図り、人材の確保につなげます。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置に向けて準備中
奨学金返済支援	従業員への奨学金返済支援制度を設ける中小企業を支援し、若年者の地元への就職促進及び中小企業の人材確保を図ります。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置に向けて準備中
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を推進するため、ひょうご仕事と生活センターの情報誌等の啓発資料を市内事業所に配布し、普及啓発を図ります。	配布回数 4回	配布回数 3回 (4月242事業所、7月242事業所、9月240事業所) 1月に4回目を配布予定

イ 職場の環境改善支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
【再掲】 職場環境の改善支援	空調設備やトイレ改修等の職場環境のハード面の改善を支援し、中小企業の魅力向上を図り、人材の確保につなげます。	制度設計、予算措置後に目標を設定	

ウ シニア世代の人材の活用

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
合同就職面接会の実施	関係機関と連携し、合同就職面接会を開催することにより地域の雇用の確保・拡大を図ります。	面接会の開催 2回	面接会の開催 1回(8/23、24) 2月に2回目を開催予定
ふるさとハローワーク相談窓口の運営	ハローワーク西神と連携してふるさとハローワークを引き続き運営し、市民の就労を推進します。	職業紹介成功率(採用/照会) 23%	採用254件、紹介986件 25.7%

エ 雇用対策、就労支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
兵庫労働局と連携した雇用対策、就労支援	兵庫労働局と三木市とで雇用対策協定を締結し、厚労省関連助成金や高齢者雇用安定法の周知・啓発を行うなど、雇用対策、就労支援を進めます。	①三木市における高卒求人数及び求人数 120件、300人 ②三木市内高等学校における就職率 100% ③三木市における就職面接会(4回)の就職数 60人(うち55歳以上20人) ④三木市における高齢者雇用確保措置実施企業割合 100% ⑤三木市における障がい者ミニ面接会(5回)の就職数 5人 ⑥三木市内企業を対象とした人材確保分野中心のミニ面接会開催数及び就職数 5回、25人	①93件、360人 ②95.3%(希望者64名、内定者61名) ③3回実施。就職数20名(うち55歳以上11名) (合同就職面接会1回、ミドル・シニア就職面接会2回) ④100% ⑤7回実施、就職数3名 ⑥18回実施、就職数4名
【再掲】 合同就職面接会の実施	関係機関と連携し、合同就職面接会を開催することにより地域の雇用の確保・拡大を図ります。	面接会の開催 2回	
【再掲】 ふるさとハローワーク相談窓口の運営	ハローワーク西神と連携してふるさとハローワークを引き続き運営し、市民の就労を推進します。	職業紹介成功率(採用/照会) 23%	

(1) 基本方針① 人手不足、事業承継への対応

オ 事業承継への支援強化

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
事業承継計画の策定支援	市内の事業所数が減少する中、後継者の不在を理由とした廃業を食い止めるため、事業承継計画の策定を支援し、事業承継を促すきっかけを作ります。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置に向けて準備中
事業承継の伴走型支援	中小企業サポートセンターによる企業訪問において、事業承継を重点テーマとして取り組みます。近い将来事業承継の必要性が見込まれる事業者を訪問し、事業承継に対する意識の高揚を図ります。	訪問件数 100件	訪問件数 5件
M&A等の事業承継の取り組みへの支援	実際に承継する段階の中小企業に対して、中小企業サポートセンターにおいて、事業承継の手法や税制、補助制度などの相談支援を行います。	相談件数 60件	相談件数 4件

カ 広域マッチングによる後継者の確保

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
後継者候補と中小企業とのマッチング	兵庫県事業承継・引継支援センター等の専門機関と連携を図り、後継者と後継者不在の中小企業とのマッチングを進めます。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置に向けて準備中

キ 金物製造技術者の養成支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
三木金物製造技術の後継者育成	事業所及び事業所において製造技術の修得のための研修を受けようとする者を支援することにより、後継者の育成とともに、伝統的な製造技術の保存継承を図ります。	支援件数 2件	2件
技術継承セミナーの開催	三木工業協同組合が実施する技能継承セミナーを支援し、三木金物の伝統的技術の継承を図ります。	開催回数 96回	64回 (8回/月 × 8か月 = 64か月、年度内に96回開催見込)
文化財道具鍛冶サミットの開催	産地や世代、業種を超えた金物に関わる職人の声を結集し、文化的側面から必要性を発信する場を設け、部品職人および関連事業者の高齢化と後継者不足により、将来の存続が危惧される三木金物を次世代に残します。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置後に目標を設定

第3次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 施策実施状況

(2) 基本方針② 中小企業の経営力強化

ア 中小企業サポートセンターの環境を整備し、相談体制を強化

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
中小企業サポートセンターの相談体制の強化	サンライフ三木の長寿命化工事に合わせ、中小企業サポートセンターの移転及び相談用の個室の設置や執務環境を改善することにより、相談者が利用しやすい環境を整備します。	令和8年度 中小企業サポートセンター移転整備完了	令和6年度 サンライフ三木の構造躯体耐力度調査を実施済 令和7年度 実施設計(予定) 令和8年度 工事(予定)

イ 設備投資支援・相談助言促進による企業の経営力、競争力の強化

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
先端設備等導入計画の認定	固定資産税の特例や金融支援を受けることができる先端設備等導入計画の認定を推進し、設備導入を促進することにより、企業の経営力の強化を図ります。	計画の認定 20件	11件
経営革新設備投資促進事業	中小企業が導入する設備の費用の一部を支援し、企業の経営の革新を促進します。	補助件数 25件	15件(交付決定件数)
デジタル技術活用促進支援事業	デジタル技術を活用する中小企業を支援し、生産性の向上や働き方改革、人材不足対策を促進します。	補助件数 上記25件のうちDX枠として5件	5件(交付決定件数)
中小企業特許権等取得助成金	特許権等の取得を行おうとする中小企業を支援し、企業の新製品や新技術の開発の促進を図ります。	支援件数 5件	6件

ウ 三木金物のブランド力向上、海外展開支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
三木金物のブランディングの推進	金物産業の海外展開や三木金物のホームページの活用、地域団体商標「三木金物」の活用を支援することにより、世界に向けて三木金物を発信し、三木金物のブランド化を推進します。	海外進出回数 3回	2回 (台湾、イタリア)
金物鷲と昇龍の共同出展 (大阪・関西万博 金物鷲展示事業)	2025年大阪・関西万博にて三木金物「金物鷲」と越前刃物「昇龍」との合同展示することにより、世界に向けて「越前打刃物」と「三木金物」の伝統的工芸品としての魅力と産地の魅力を発信し、来場者のSNSでの拡散による知名度向上や周遊観光・インバウンドの獲得を図ります。	令和7年7月の展示に向けた準備	令和7年7月の展示に向けた準備を実施

エ 設備投資等による生産性の向上

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
【再掲】 先端設備等導入計画の認定	固定資産税の特例や金融支援を受けることができる先端設備等導入計画の認定を推進し、中小企業の労働生産性の向上を図ります。	計画の認定 20件	
【再掲】 経営革新設備投資促進事業	中小企業が導入する設備の費用の一部を支援し、経営の革新を目的とした設備の導入を促進することにより、企業の生産性の向上を図ります。	補助件数 25件	
【再掲】 デジタル技術活用促進支援事業	デジタル技術を活用する中小企業を支援し、生産性の向上や働き方改革、人材不足対策を促進します。	制度設計、予算措置後に目標を設定	

オ 企業の省エネルギーへの支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
省エネルギー設備導入の支援	既存設備を省エネルギー設備へ更新する事業者を支援することにより、エネルギーに係るコストを削減し、事業者の生産性の向上を図ります。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置に向けて準備中

第3次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 施策実施状況

(2) 基本方針② 中小企業の経営力強化

カ 計画経営への転換支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
経営計画の策定支援	経営計画の策定を支援することにより、中小企業の将来の方向性を明確にし、企業の計画的な経営を図ります。	経営計画、事業計画等(経営革新計画、経営力向上計画、事業継続力強化計画、経営改善計画含む)の策定支援 10件	15件 (経営力向上計画8件、経営改善計画7件)

キ 従業員の人材育成への支援

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
中小企業の人材育成への支援	経営者や従業員が人材育成を目的として受講する中小企業に関連のある公開講座等の経費の一部を支援し、企業の人材育成と発展を図ります。	補助件数 10件 又は 5社	3件(1社)

ク 企業間連携支援による企業の弱み補完

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
企業間の連携の推進	新製品の開発や製造工程の共同化など、企業間連携の取り組みを支援することにより企業間で共通する経営課題に連携して取り組む環境を整備します。	企業間での連携件数 2件	1件連携済 (施工を担ってくれる事業者を探していた設計・施工会社と建設会社との連携を支援)

第3次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 施策実施状況

(3) 基本方針③ 市内の市場の拡大

ア 企業誘致の促進

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
企業誘致促進事業	新たに整備予定のひょうご情報公園都市(第2期)等への企業立地をめざして企業誘致促進策を検討し、地域の産業振興と雇用の確保を図ります。	制度設計、予算措置後に目標を設定	制度設計、予算措置後に目標を設定

イ 創業への支援強化

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
創業セミナーの開催	経営、財務、販路開拓、人材育成の4つの知識が身につく、ビジネスプランの作り方やプレゼンテーションも学ぶことのできる起業ビジネスプラン塾を開催し、地域の創業を後押しします。また、プラン塾OBとの交流会を開催し、創業希望者のモチベーション高揚につなげます。	セミナー開催回数 5回	5回開催予定 (1月～2月に全5回で起業ビジネスプラン塾を開催予定)
中小企業サポートセンターによる創業相談	創業相談全般に加え、起業ビジネスプラン塾のアフターフォローも行い、創業希望者に伴走型の支援を行います。	創業実現者数 10人	8人 (農業、不動産、中古農機具販売、ドローン農業散布、食材小売、行政書士、ナイフ・包丁製造販売、古民家カフェ)
創業に要する経費への支援	創業又は第2創業をめざす者に対し、創業に必要な経費の一部を支援し、創業しやすい環境を整備することにより、地域需要の創出と地域経済の活性化を図ります。	補助件数 6件	5件 (衣服裁縫修理、ナイフ・包丁製造販売、野球指導スクール、焼肉店、古民家カフェ)

ウ 交流人口の増加による市場の拡大

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
金物を含めた地場産業イベントの開催	三木金物まつりや金物フェア、鍛冶でっせなどの地場産業イベントを開催し、三木の産業と企業とをPRし、持続的な三木市への誘客を図ります。	開催回数 ・三木金物まつり、金物フェア 1回 ・鍛冶でっせ 1回	・三木金物まつり、金物フェア 1回開催済 ・鍛冶でっせ 1回後援済

エ 地域資源・金物技術を活用した産業活性化

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
【再掲】 金物を含めた地場産業イベントの開催	三木金物まつりや金物フェア、鍛冶でっせなどの地場産業イベントで金物や山田錦等の地域資源をPRし、地域産業の活性化を図ります。	開催回数 ・三木金物まつり、金物フェア 1回 ・鍛冶でっせ 1回	

オ 空き店舗への出店支援等による商店街の魅力向上

事業名	事業概要	年間目標	R06実施状況(11月末時点)
空き店舗への出店支援による商店街の魅力向上	商店街の空き店舗への新規出店の際に必要な経費の一部を支援し、商店街の活性化と魅力向上を図ります。	新規出店件数 2件	新規出店件数 0件 【備考】 市内商店街内の空き店舗が少なくなっていることと、当事業の財源の一部である商業振興基金の残高を考慮し、令和6年度にて当事業を廃止とする連絡が業界からあった。

令和6年度 第1回 三木市中小企業振興審議会

現在の経済状況について

1 自社や業界の動向について、どのようなテーマでも構いませんので、現在や今後の経営状況について、ご意見をお願い致します。

【テーマ例】

- ・ 経営上の課題
- ・ 売上げの状況
- ・ 物価高騰による原材料高
- ・ 人材確保、人材育成
- ・ 海外展開
- ・ 賃上げ
- ・ 資金繰り
- ・ 職場環境 等

2 上記のご意見を踏まえ、今後どのような対策を考えられているか。

その対策を実行される際、市としてどのような支援策があれば利用したいと考えるか、ご意見をお願い致します。

三木市中小企業振興審議会 委員(案)

【現行】

1 委員構成

金物メーカー、金物卸、金物以外メーカー、市内金融機関(連携協定)、
三木商工会議所、吉川町商工会
→代表者、役員、部長級

2 任期(2年×2期)

令和3年1月1日～令和4年12月31日
令和5年1月1日～令和6年12月31日

3 開催実績

令和2年度:1回(R3.3.23)
令和4年度:1回(R5.3.14)
令和5年度:4回(R5.7.12、R5.9.19、R5.12.18、R6.1.22)
※R6.1.12は答申で西井会長のみ出席
令和6年度:1回(R6.12.23予定)

4 委員名簿

氏名	所属	備考
西井 進剛	大阪商業大学 総合経営学部 経営学科 教授	学識
五本上 照正	三陽金属株式会社 代表取締役社長	企業
川西 学	株式会社トップマン 常務取締役 貿易部 部長	企業
桑田 敦生	株式会社クメダ精密 代表取締役社長	企業
潮見 浩司	株式会社みなと銀行 執行役員 姫路地域本部長 播丹地域本部長	金融
小林 泰彦	兵庫県信用組合 地域支援部長	金融
廣田 篤生	三木商工会議所 会頭	商工団体
三村 広昭	吉川町商工会 会長	商工団体



留任
交替
新規
(商業枠)
交替
交替
交替
交替
交替

【変更案】

1 委員構成

金物業界(メーカー・卸)、商店街連合会、金物以外メーカー、
市内金融機関(連携協定)、三木商工会議所、吉川町商工会
→30歳～40歳代で管理職、監督職、担当者

2 任期(2年×2期)

令和7年4月1日～令和9年3月31日
令和9年4月1日～令和11年3月31日

3 開催計画案

令和7年度:2回(新規委員にアクションプランの説明、進捗管理)
令和8年度:3回(アクションプラン見直し、進捗管理)
令和9年度:1回(アクションプラン進捗管理)
令和10年度:4回(第4次アクションプラン策定)
令和11年度:実施しない

4 委員名簿案

氏名	所属	備考
西井 進剛	大阪商業大学 総合経営学部 経営学科 教授	学識
	金物メーカー、金物卸	企業
	商店街連合会	商工団体 (商業)
	金物以外メーカー	企業
	みなと銀行 本店又は三木支店職員	金融
	兵庫県信用組合 地域支援部又は三木支店職員	金融
	三木商工会議所 青年部又は事務局職員	商工団体
	吉川町商工会 青年部又は事務局職員	商工団体

番号	項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
1	アクションプラン計画期間 (5年間)	第3次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 令和6年4月1日～令和11年3月31日					第4次三木市中小企業振興のためのアクションプラン 令和11年4月1日～令和16年3月31日		
2	中小企業振興審議会開催計画(案)	1回開催 (令和6年12月23日) 進捗管理	2回開催 新規委員に概要説明	3回開催 アクションプラン見直し 進捗管理	1回開催 進捗管理	4回開催(答申含む) 第4次アクションプラン策定		2回開催 新規委員に概要説明	
3	中小企業振興審議会委員任期 (2年間)	現行委員 令和5年1月1日～令和6年12月31	新規委員(1期目) 令和7年4月1日～令和9年3月31	新規委員(2期目) 令和9年4月1日～令和11年3月31			新規委員(1期目) 令和12年4月1日～令和14年3月		

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域の発展に欠かせないものであることを踏まえ、本市における中小企業の振興に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化及び雇用の促進を図り、もって豊かで質の高い市民生活を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものであって市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 経済団体等 商工会議所、商工会等の経済団体並びに中小企業の振興を図ることを目的とする団体及びその連合会であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。

(基本方針)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の独自の創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、本市の歴史、金物産業が集積するという産業構造の特性を活かすとともに、国、兵庫県その他の機関（以下「国等」という。）との連携を図り、その協力を得ながら、中小企業者、大企業者、経済団体等、市民及び市が一体となって施策を推進するものとする。

(施策)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、実施計画を定め、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化並びに創業を促進するための施策
- (2) 新たな産業を創出するための施策
- (3) 技術力、経営力の高度化を促進するための施策
- (4) 市内経済の循環を促進するための施策
- (5) 社会経済情勢の変化への適応を円滑化するための施策
- (6) 情報収集及び発信を促進するための施策
- (7) 雇用の安定及び人材を育成するための施策

(市の責務)

第5条 市は、前条に規定する施策を社会経済情勢の変化に応じて計画的に実施するとともに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 国等との連携を強化するとともに、必要に応じて国等に対し国等の施策の充実及び改善を要請すること。

(中小企業者の努力)

第6条 中小企業者は、自らが地域社会の基盤を形成していることを認識し、地域における雇用の促進、雇用環境の整備及び人材の育成に努めるとともに、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に努めるものとする。

(大企業者の努力)

第7条 大企業者は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展のために重要な役割を果たしていることを認識するとともに、中小企業者及び経済団体等と連携し、地域経済の活性化及び地域社会への貢献に努めるものとする。

(経済団体等の努力)

第8条 経済団体等は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するとともに、中小企業の振興のための施策を通じ、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業の振興が地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第10条 中小企業の振興に関する施策について、市長の諮問に応じ審議答申し、又は市長に対して建議するため、三木市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、三木市中小企業振興条例（平成25年三木市条例第8号。以下「条例」という。）第10条第6項の規定に基づき、三木市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第3条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会において、特に必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第4条 審議会は、条例第10条第5項の規定により、専門的事項を分掌させるため、必要に応じ、部会を置くものとする。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の中から会長が指名する。

4 部会長は、会務を総括する。

5 副部会長は、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、産業振興部商工振興課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

資料7

三木市中小企業振興審議会 委員名簿

任期：令和5年1月1日から令和6年12月31日（2年間）

審議会 役 職	委員氏名	所属・役職	備 考
会長	ニシイ シンゴウ 西井 進剛	学校法人谷岡学園 大阪商業大学 総合経営学部 経営学科 教授	学識経験者
	ゴ ホンジョウ テルマサ 五本上 照正	三陽金属株式会社 代表取締役社長	企業
	カワニシ マナブ 川西 学	株式会社トップマン 常務取締役 貿易部 部長	企業
	クメダ アツオ 桑田 敦生	株式会社クメダ精密 代表取締役社長	企業
副会長	シオミ コウジ 潮見 浩司	株式会社みなと銀行 執行役員 姫路地域本部長 播丹地域本部長	金融
	コバヤシ ヤスヒコ 小林 泰彦	兵庫県信用組合 地域支援部 執行役員部長	金融
	ヒロタ アツオ 廣田 篤生	三木商工会議所 会頭	商工団体
	ミムラ ヒロアキ 三村 広昭	吉川町商工会 会長	商工団体